

下志段味組合だより

令和5年9月6日 発行

第 89 号

発行者

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合

TEL 052-736-4865

FAX 052-736-6460

ホームページアドレス

<http://shimoshidami-kukaku.net>

令和4年度の事業報告と今後の予定

組 長 加藤 鈞

初秋の候、組合員の皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今日まで事業が進んでまいりましたのも、ひとえに組合員の皆様方の絶大なご協力のお陰であり感謝申し上げます。今年度は組合解散に向け、最後の年度となります。事業の完遂まで気を引き締めて取り組んでまいりますので、最後まで変わらぬご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

さて、第九十七回総代会を七月二十三日(日)に開催いたしました。「令和4年度収支決算等」について審議していただきましたので、その概要をお知らせいたします。

令和4年度末における進捗率は、事業費ベースで約九十八%となっております。残り二%は主に余剰金等の解散諸費です。

工事については、全て完了し、公共施設の引継ぎも完了いたしました。なお、中志段味地区との組合境については、公共施設等の整備及び保留地の処分に関する合意書に基づき、中志段味組合に事業進捗状況に合わせて施工をしていただきます。残る工事関連業務として、宅地造成に関する工事許可や大規模行為届出など、法令に基づく許可や届出については完了申請を行う必要があります。現在、砂防指定地内許可については、手続きが完了したため、残る三件についても順次完了に努めてまいります。

また、換地業務については、換地計画の認可や換地処分通知の発送をはじめ換地処分に伴う区画整理登記、仮清算金の徴収及び交付など、組合事業の重要な業務が無事完了しました。

令和5年度には、引き続き実施してまいりました、保留地を購入された方で確定測量の結果、購入面積と差が生じる方に対する徴収及び交付について、五月に完了しております。

また七月末には、所有権登記名義人住所変更登記に関するご案内をお送りいたしました。これは登記簿に記載されている旧住所を換地後の新住所へ書き換えるための登記です。希望される方は、委任状などの必要書類を担当司法書士へご返送くださるようお願いいたします。

今後の課題であります残余財産の使途及び内訳については、令和4年度に設置しました解散準備委員会(委員長は加藤公生理事)において、検討・見直しを実施しております。

今年度末に組合を解散したのち清算法人へ移行し、令和6年度には清算法人を結了できるよう、役員が一丸となって鋭意努力してまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第97回 総代会報告

令和5年七月二十三日(日)、サイエンス交流プラザにおいて開催しました。

総代五十七名(書面出席三名含む)の出席のもと、寺平徳夫副組合長の司会に始まり、議長に加藤友嘉総代を選出して議事に入り、第一号議案を審議の後、賛成多数で議決承認されました。

第一号議案 令和4年度収支決算等について

令和4年度収支決算書、事業報告書及び財産目録について承認を求めます。

監事意見書

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の令和4年度定期監査を実施したところ、収支決算書、財産目録、金銭の収支及び証拠書類等の整理は正確であり、その事務処理並びに事業の執行状況も適切であると認めます。

令和5年七月三日

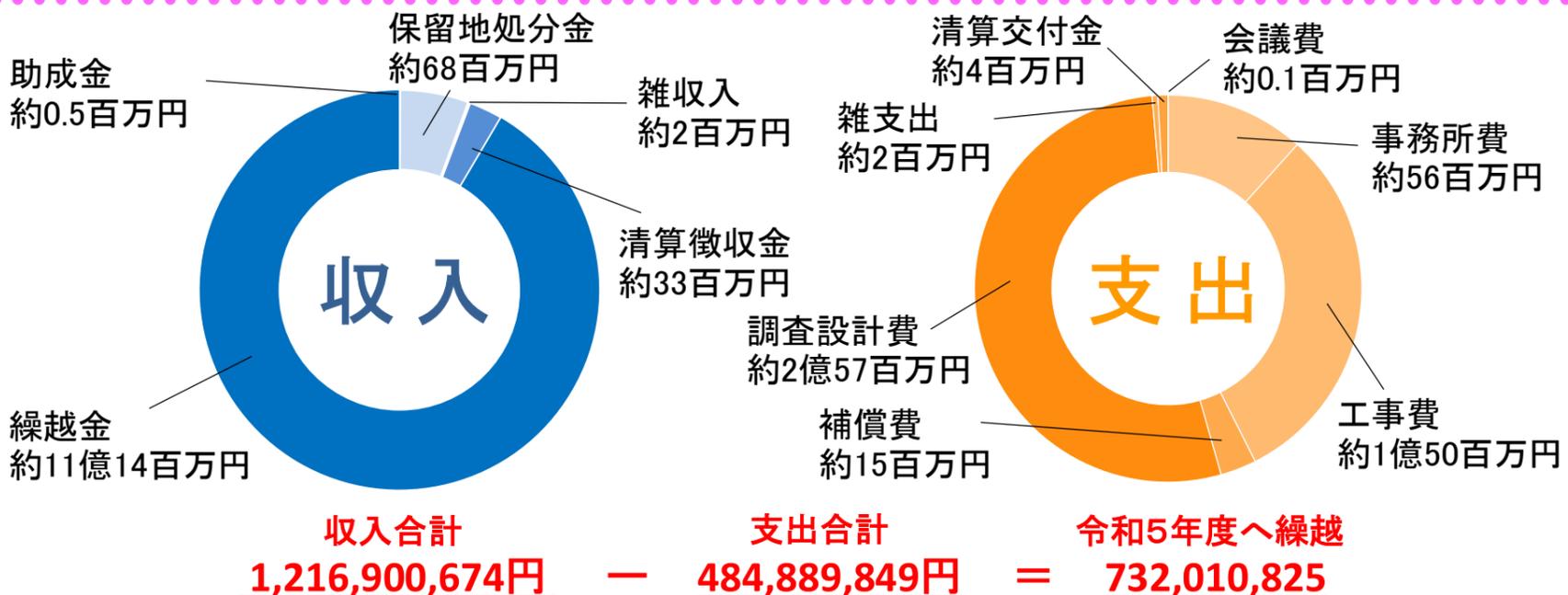
代表監事 木全 哲夫

総代協議会報告



総代会終了後、総代協議会を開催しました。今後の全体スケジュール、余剰金の執行状況、残余財産の使途等基本方針について、説明を行いました。時間の都合もあり、特に残余財産に関する議論がまとまらなかったため、次回臨時の総代会を開催します。

令和4年度収支決算



総代会及び協議会での主な意見

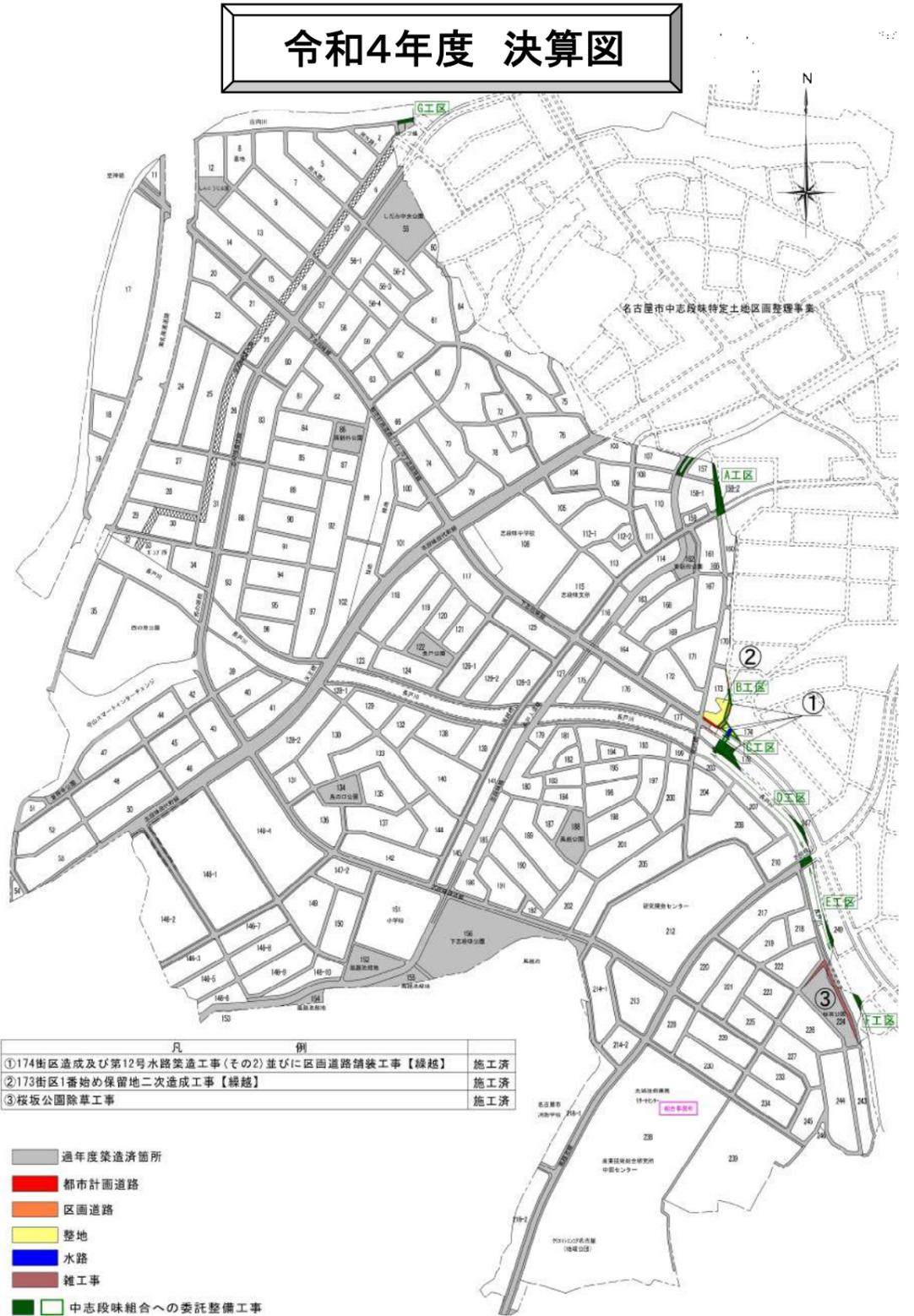
A Q 保留地処分金に係る収入が予算に比べて大きく増額されているが、その理由は、予算計上されていた項目に加えて、令和三年度中に支払われるはずであった契約金の一部について、処分が令和四年度にずれ込んだことが一番の理由となります。

A Q 中志段味組合と締結した公共施設等整備及び保留地の処分に関する合意書において、工事の施工期日は設定しているか。また、費用の追加請求がなされないような内容となっているか。中志段味組合では、施工に関する具体的な計画がまだないため、合意書において施工期日は設定していません。ただし、確実に施工いただくため、当該費用は別途口座を設けて他の事業に流用することができないような管理体制を確保して頂いています。また、費用の増加には異議を述べることができないような管理体を確保して頂いています。

A Q 宅地整備補償金の㎡当り単価は、四百四十九円/㎡を予定しております。

A Q 保留地所有権移転登記について、9月末までの完了の見込みは、顧問弁護士へ相談・委任しており、法的措置をとる予定です。なお、組合での対応が困難な事例については、記念品（JCBギフトカード1万円分）について、配布対象者の基準日は、今後検討していきます。

令和4年度 決算図



今後の予定

- | ① 組合解散 | ② 余剰金執行 |
|---------------------|---------------------------------|
| ◆ 臨時総代会 (R5. 10末予定) | ◆ 記念碑除幕式 (R5. 9. 24) |
| ◆ 解散総代会 (R5. 12) | ◆ 保留地所有権移転登記完了 (R5. 9末) |
| ◆ 解散認可申請 (R6. 1) | ◆ 住所変更登記完了 (R5. 12末) |
| ◆ 解散認可 (R6. 3予定) | ◆ 宅地整備補償金交付 (R6. 3末) |
| | ◆ 記念品 (JCBギフトカード1万円)配布 (R6. 3末) |
| | ◆ 解散記念式典 (R6. 3. 26) |
| 清算法人へ移行 | |
| ◆ 清算総代会 (R6. 8予定) | ◆ 記念誌配布 (R6. 7予定) |

所有権登記名義人住所変更登記

組合だより第88号でお知らせしました住所変更登記について、「**所有権登記名義人の住所変更登記について(ご案内)**」を令和5年7月26日付にて発送しました。送付対象者は、換地処分の公告日の翌日(令和4年11月26日)現在における土地登記簿の所有者の住所が施行地区内の住所になっている方です。
委任状の提出期限は、令和5年9月15日必着でご案内しております。**住所変更登記を希望される方は、**同封しました委任状を**期日までに**返送していただきますようお願いいたします。

- 今後のスケジュール
- 9月15日 委任状の提出期限
 - 10月～12月 順次、法務局へ登記申請
 - 12月末 登記完了証の送付

お問合せ先【担当司法書士】
梅村事務所 司法書士 梅村 晃
(TEL) 052-733-0047
※ 問合せ時間は、平日午前9時から12時、午後1時から5時までの間です
(E-mail) a-umemura@nyc.odn.ne.jp

組合からのお願い

次のような場合には、事務委託先である(公財)名古屋まちづくり公社(TEL:052-736-9071)までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ◆ 土地の所有権を移転された場合、又は相続が発生した場合
- ◆ 引越し等により住所又は連絡先を変更された場合 担当：近藤、加藤、小山